

東日本大震災により被害を受けた農業者※の皆さまへ

※対象：原子力災害被災 1 2 市町村

農業経営の復旧・復興に必要とする資金の融通について、
特例措置が講じられています！



【特例措置】

- ① 最長18年無利子
- ② 実質的に無担保、無保証人
- ③ 農業信用基金協会の保証料の免除

<特例措置の対象者>

原子力災害被災 1 2 市町村にほ場、事業所その他事業
拠点を有する被災農業者であって、次のいずれかの条件を
満たす方が対象となります。

- ①東日本大震災の影響により農業経営を中止し農業経営を
再開していない方、又は再開後 2 年を経過していない方
- ②東日本大震災の影響により年間販売額が減少した方

<主な対象資金> (注) 各資金の詳細は裏面を参照ください。

- ・ スーパー L 資金（農業経営基盤強化資金）
- ・ 経営体育成強化資金
- ・ 農業基盤整備資金（畜産基盤整備事業を除く）
- ・ 農林漁業セーフティネット資金
- ・ 農林漁業施設資金（共同利用施設を除く）
- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業経営負担軽減支援資金

【問合せ先】

○(株)日本政策金融公庫 福島支店 農林水産事業 ☎024-521-3328

○福島県 農林水産部 農業経済課 ☎024-521-7349

※農協等取扱金融機関でもご相談できます。